

事務連絡
令和2年4月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制
に関する報告依頼について

「新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制に関する報告依頼について」（令和2年3月27日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の整備について検討状況のご報告を依頼したところですが、第3回以降の報告については下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

記

1 報告事項および報告方法

回答フォームの報告様式に従って御記入の上、御報告ください。

2 報告時期

第3回：4月17日（金）、第4回4月24日（金）、第5回5月1日（金）

第6回以降の報告については追って御連絡します。

※ 第1回：3月31日（火）、第2回：4月9日（木）までご報告いただいています。

3 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて報告を行うこと。

- 報告時点で各報告事項についての結論が出ていない場合は、それぞれの検討状況を報告すること。
- 報告いただいたものを元に、各都道府県における取組状況について、厚生労働省から公表することが考えられること（医療機関名等の個別の情報は除く。）。

4 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班

代表 03-5253-1111（内線：8078、8079）

直通 03-3595-3205

5 文言の定義

「割当」病床数とは、医療機関と合意が得られた入院患者受け入れ可能病床数をいう。

例： 他の疾患に罹患した患者が入院し病床を使用中であるが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる必要があれば、当該患者を別の病床に即時に移動が可能である場合。